

2021年4月28日

保護者の皆様

認定こども園 難波愛の園幼稚園
園長 菅澤 順子

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

平素より保護者の皆様におかれましては、本園の教育活動にご理解ご協力いただきましてありがとうございます。

さて、既に報道等でご承知のことと存じますが、令和3年4月25日から令和3年5月11日までの間、兵庫県全域が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の区域に指定されました。今回の宣言は、学校園の休業を伴うものではなく、本園といたしましても十分な感染予防対策を講じた上で教育活動を継続することとしております。しかしながら、現在まん延しているウイルスは変異種が多く占め、その感染力は強く、結果、幅広い年齢層が対象となり、若年層・児童・園児までも陽性反応が出ているということです。

お子様が安心して過ごせる園環境の維持に職員一同、全力で努めてまいりますので、各ご家庭におかれましても、下記の内容についてご理解とご協力下さいますよう重ねてお願い申し上げます。

1. ご家庭における園児の健康管理と家庭保育のお願い

(1) 園児の健康観察の徹底

- ① 毎日の登園前の健康観察（健康観察表の記入）を改めて徹底してください。
- ② 発熱等風邪症状（咳、息苦しさ、倦怠感、のどの痛み、鼻水、鼻づまり、味覚・嗅覚の異常、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔吐）があり、平常と異なる様子の場合は、園に連絡の上、登園を控えてください。
- ③ 発熱の際は、解熱後24時間経過してから登園をお願いします。
- ④ 登園後においても担任等が園児の体調の観察に努め、体調の不調に気づいた場合には、ご家庭に連絡し、お迎えに来ていただくことがあります。

(2) 同居家族に風邪症状がある、もしくは検査対象となった場合

- ① 緊急事態宣言発令期間中は、園児本人はもとより、同居のご家族に発熱等の風邪症状がみられる場合は、登園を控えてください。
- ② 同居家族が通勤・通学する会社や施設、学校において、新型コロナウイルス感染者が出た場合、感染経路や濃厚接触者が特定できるまで、登園を控えてください。

(3) 家庭保育のご協力要請

緊急事態宣言発令期間中、人との接触機会を減らすため、家庭保育のご協力をお願いいたします。

- ① 乳児クラスにおいては、仕事がお休みの日はもとより、在宅勤務の日で可能な場合は、家庭保育をお願いいたします。

- ② 幼児クラスにおいては、教育時間以外の預かり保育（ホームクラス）のご利用をできるだけ控えていただきますようお願いいたします。

現在のホームクラスは、家庭保育ができない場合のみ、お預かりさせていただいています。

仕事がお休みの日や、勤務が早く終わった日は、各クラスの降園時間に合わせて、お迎えをお願いいたします。

2. 園内における感染予防対策

(1) 手洗い・消毒

- ・外から保育室に入る時やトイレの後、給食やおやつ前など、手洗いの指導を徹底します。
 - ・流水で手洗いができない場合には、アルコールを含む手指消毒薬を補助的に使用します。
- ※手荒れがひどいなど、手指消毒を使用してはいけない場合は、担任までお知らせください。

(2) マスクの着用

- ・保育室内での活動時は、基本的にマスク着用とします。（乳児は除く）
- ・戸外遊びや運動時には、熱中症予防のためマスクを外します。
- ・汗をかいたり、汚れたりした時に交換できるよう予備のマスク2～3枚を袋に入れて、持たせてください。（マスク、袋の両方に名前を記入してください。）

(3) 園内の消毒

- ・多数の人が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、水道まわりなど）は、園児が降園後、毎日、消毒液を使用して清拭します。
- ・共同使用の用具や遊具などで遊んだ後は、手洗いを行います。
- ・保育室内や遊具などは定期的に消毒を行います。

(4) 給食・おやつの提供

- ・食事、おやつ前には、丁寧に手を洗うよう指導を徹底します。
- ・テーブルの真ん中をパーテーションで仕切り、対面での飛沫感染を予防します。

(5) 換気の徹底

- ・バス運行時は換気のため、窓を開けて走行します。
- ・保育室は窓を全開にして、換気します。天候、気候等により困難な場合は30分に1回以上、5分程度の換気を行い、空気を循環させます。

(6) 登降園時の3密、人との接触を減らす

- ・登園時は、門にて園児を見送り、園内に入ることはご遠慮ください。（ホームクラス、乳児クラスは除く）
- ・降園時は、園児を待つ間、保護者同士の間隔をあけてお待ちください。なお、園児が出てきたら速やかにお帰りくださいますよう、お願いいたします。